

**刈谷城石垣隅櫓整備事業にかかる
技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）
による公募型プロポーザル**

要求水準書

令和7年2月

刈谷市

**刈谷城石垣隅櫓整備事業にかかる技術提案・交渉方式
(設計交渉・施工タイプ)にかかる公募型プロポーザル
要求水準書**

目次

1. 要求水準書の目的	3
2. 受注者が提案した技術提案	3
3. 要求水準書の変更	3
4. 要求水準書の取扱い	3
5. 適用基準等	4
6. 業務の概要	4
7. 本事業に含まれている範囲	7
8. 関係法令の遵守	7
9. 敷地に関する事項	8
10. 刈谷城石垣隅櫓整備事業の基本的考え方	10
11. 主な整備条件	11
12. 業務概要及び整備水準	12
13. 技術提案書の作成	16
14. 事業費について	16
15. 事業実施にあたる基本事項	17
16. 共通事項	17
17. 事業期間の遵守	18
○ (別添資料1)用語の定義	20
○ (別添資料2)適用基準一覧	21
○ (別添資料3)石垣の意匠について	24
○ (別添資料4)建造物及び石垣の整備範囲について	28

1 要求水準書の目的

刈谷城石垣隅櫓整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、刈谷城石垣隅櫓整備事業（以下「本事業」という。）の適正かつ確実な実施を図ることを目的として、受注者が本事業を実施するに当たり、満たすべき水準その他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものである。

2 受注者が提案した技術提案

受注者が提案した本事業に対する技術提案の内容のうち、要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、受注者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部とみなすものとする。

3 要求水準の変更

刈谷市（以下「本市」という。）は、事業期間中に次の事由により要求水準の変更を行うことがある。

- （１）関係法令及び条例、基準等の改正に伴い変更が必要となったとき。
- （２）関係法令等を所管する機関との調整・協議において変更が必要となったとき。
- （３）その他、変更が特に必要と認められるとき。

4 要求水準書の取扱い

要求水準書において、材料仕様、工法、その他について具体的に特定の方法を規定している場合、受注者が性能を証明した上で、その内容について本市と協議を行い、当該特定の方法と同等以上の性能があると本市が認めた場合、採用できるものとする。

また、要求水準書において、参考として示す内容については、要求水準に基づく仕様の一例として示すものであり、業務実施にあたっては、当該参考に関わらず、受注者が要求水準を満たすよう計画して差し支えない。

要求水準書において、条件として設定する内容については、受注者が要求水準を満たすように設計を行う前提として示すものであり、事業期間中に当該条件に変更が生じた場合は、必要に応じて、要求水準の変更について協議する。

要求水準書で用いる用語は、「用語の定義」（別添資料１）を参照すること。

5 適用基準等

本事業の実施に当たっては、関係法令によるほか、「適用基準一覧」（別添資料2）に掲げる基準を適用する。なお、制定時から着工までの間に改訂があった場合には、原則として改訂された基準等を適用する。なお、着工後の改訂については、その場合について協議すること。また、要求水準書と適用基準等の間に相違がある場合は、要求水準書を優先する。

6 業務の概要

本事業は、平成28年3月「亀城公園歴史的建造物等基本設計」、平成31年3月「刈谷城復元調査検討業務委託」及び令和3年3月「亀城公園再整備調査検討」を前提として、可能な限り史実に忠実な整備を行うものである。本事業では下記の業務を行う。

（1）設計業務

ア 基本設計内容の確認業務

令和3年3月「亀城公園再整備調査検討」の業務で検討した内容を改めて確認し、実施設計に必要な下記の図面等の作成を行うものである。

（ア）表門・裏門形状の変更

基本設計時では、表門、裏門とも礎石跡が並列しているため、両列とも柱が立っていたと考えられていたが、令和2年度の発掘調査において西側の一部の遺構に関しては礎石跡ではなく石垣の地固め遺構の一部であることが判明した。この結果により、櫓門の柱が2列から1列に変更した対応を実施する。

（イ）石垣形状の変更

基本設計時より、根石位置を再考したことによる、石垣の勾配の修正を実施する。

（ウ）裏門の柵形状の変更

遺構保護の観点から江戸中期の形状に倣い、突出部は土塁で復元する方針へ変更した対応を実施する。

（エ）多門櫓梁間の寸法の変更

多門櫓の梁間寸法を全て2間に修正した対応を実施する。

（オ）土塁形状の変更

石垣との暫定的な形状として石垣と土塁の接合位置に影響がないL型に修正した対応を実施する。

(カ) その他、実施設計を進めていく中で、必要な修正業務を実施する。

イ 建物用途検討業務

基本設計時では、建物の用途を「博物館」と想定し、辰巳櫓については1階のみの公開を想定して実施している。実施設計を進めるにあたり、建物用途を再考する必要があることから、建物用途を決定するための業務を実施する。

ウ 実施設計業務、施工技術検討

設計、積算及び必要となる調査、関係機関等との打合せ及び施工技術検討（設計と施工の一体的なマネジメントを図るとともに、工事施工範囲とコストの関係、コスト縮減、工期短縮の実現に向けた取り組みを行うことをいう。）を実施する。

また、歴史的建造物としての存在の意義を損なうことなく、現行法令に適合させつつ、上階に上がれる方法の検討を実施する。

なお、昇降機を設置するなど、別途法手続きや詳細設計業務を要する場合には、監督職員と協議のうえ、変更設計の対象とすることができる。

(ア) 与条件の確認及び調査

現地細部確認調査（既存物の状況、供給処理設備等）を行い、情報収集や適用設計条件、設計基準の確認・整理を行う。また、必要に応じて、設計に必要な測量や土質調査等を実施すること。

(イ) 実施設計の検討、施工技術の検討

上記業務で収集・整理した内容をもとに実施設計及び施工技術の検討を行う。検討にあたっては、安全性・機能性・施工性・維持管理性に配慮する。

(ウ) 実施設計図の作成

各種検討の結果をふまえ、実施設計図書（特記仕様書、配置図、仕上表、各階平面図、立面図、矩計図、数量表）や法手続きに必要な書類を作成する。

設計図は、土木工事と建築工事を別々に作成することとし、全体図面、本事業施工範囲図面、次期施工範囲図面と3種類に分けてとりまとめること。

(エ) 数量計算書

図面及び工事仕様書に基づき、施工数量・材料数量等を算出する。また、図面を作成するうえで、必要に応じ応力又は容量、構造物等について計算を行い、設計の適正を確認する。数量計算書は、土木工事と建築工事を別々に作成することとし、全体数量、本事業施工範囲数量、次期施工範囲数量と3種類に分けてとりまとめること。

(オ) 工事費の算出

実施設計図に基づき、工種別に工事費を算出し、工種別内訳にとりまとめる。公表歩掛りに記載のない労務や市販の建設物価等に記載のない材料等については原則3社以上の見積徴収やカタログ徴収を行い、その結果を見積単価比較一覧表としてとりまとめる。工事費の積算は、土木工事と建築工事を別々に作成することとし、全体数量、本事業施工範囲数量、次期施工範囲数量と3種類に分けてとりまとめること。なお、適用基準は「適用基準一覧」（別添資料2）のとおりとする。

(カ) 実施設計説明書の作成

上記の検討内容や計画を取りまとめたコンセプトシートの作成を行う。

(キ) 価格交渉時の説明資料等の作成

価格交渉を実施する際の必要な資料作成を行う。

(ク) 施工計画書及び工事工程表の作成

設計に基づき施工計画書及び工事工程表の作成を行う。

(ケ) 照査

下記3点の照査を行う。

- a 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- b 設計方法や設計手法の妥当性の照査
- c 成果品の内容の適正照査

エ 関係法令に基づく行政手続き

建築基準法や消防法等、整備に必要な関係法令に基づき、行政手続きを行うこと。

なお、手続きに必要な手数料等の費用は受注者が負担すること。

また、発注者より指示があった場合には、発注者が行う地元及び関係行政機関との協議を支援（資料作成、同行等）すること。

オ 学識経験者への意見聴取

市が指定する学識経験者に、施工技術検討の資料や実施設計図案を作成のうえ、受注者が主体となり意見聴取を行うこととし、その都度、会議録の作成を行い、その内容について監督職員の承認を得ること。なお、学識経験者への謝礼及び旅費については、受注者において負担することとし、意見聴取する学識経験者数は最大4名、回数は5回程度を想定している。参考までに、本市が学識経験者へ支払いしている謝礼は、11,000円/時間である。

学識経験者の意見聴取の結果、要求水準書等の変更が必要となった場合や想定以上に意見聴取が必要になった場合には監督職員と協議のうえ、変更設計の対象とする。

カ 打合せ

本業務を円滑に進めるため、業務着手時に1回、中間打合せ時に10回、成果品納入時に1回の計12回打合せ協議をするものとする。また、その都度、会議録の作成を行い、監督職員の承諾を得ること。また、業務の着手時及び完了時には、管理技術者が立会うものとする。

(2) 工事施工業務

ア 石垣・隅櫓整備

石垣や隅櫓、多門櫓の一部、雁木の整備工事を実施する。(別添資料4)

また、工事に必要となる調査及び行政手続きを実施する。なお、施工中に市が指定する学識経験者に、受注者が主体となり意見聴取を行うこととし、その都度、会議録の作成を行い、その内容について監督職員の承認を得ること。なお、学識経験者への謝礼及び旅費については、受注者において負担することとし、意見聴取する学識経験者数は最大4名、回数は9回程度を想定している。

7 本事業に含まれている範囲

本事業に含まれている範囲は下記のとおりとする。

上記6(1)の検討経緯及び結果を実施設計報告書として取りまとめを行うこと。また、工事については、本事業にかかる事前調査、愛知県建設局の定める土木工事施工管理基準、愛知県建築工事品質管理要領(施工編・資材編)、建築工事事務の手引き及び規格値を準用した監理記録、工事記録のとりまとめ(既往の調査・基本設計などで作成)を精査し、本事業に含まれる範囲について事前に打合わせ協議により決定する。

8 関係法令の遵守

本事業の実施に当たっては、適用を受ける関係法令を遵守しなければならない。

9 敷地に関する事項

(1) 敷地概要

刈谷城石垣隅櫓を整備する敷地は亀城公園内である。亀城公園は、昭和 12 年に都市計画公園（総合公園）に指定されている。

所在地：刈谷市城町 1 丁目 1-1 都市計画決定面積：約 17.3 ha



(2) 法規制

地域・地区等	区域区分：都市計画区域内（市街化区域） 用途地域：第一種中高層住居専用地域 防火地域：指定なし その他：都市計画公園、特定都市河川流域、亀城風致地区（第 3 種）、都市機能誘導区域、居住誘導区域、法 22 条区域、下水道処理区域内、周知の埋蔵文化財包蔵地
建ぺい率	40%（風致地区）、2%（都市公園法）、10%（令 6 条 1 項 1 号）
容積率	150%

(3) 敷地内の工事状況

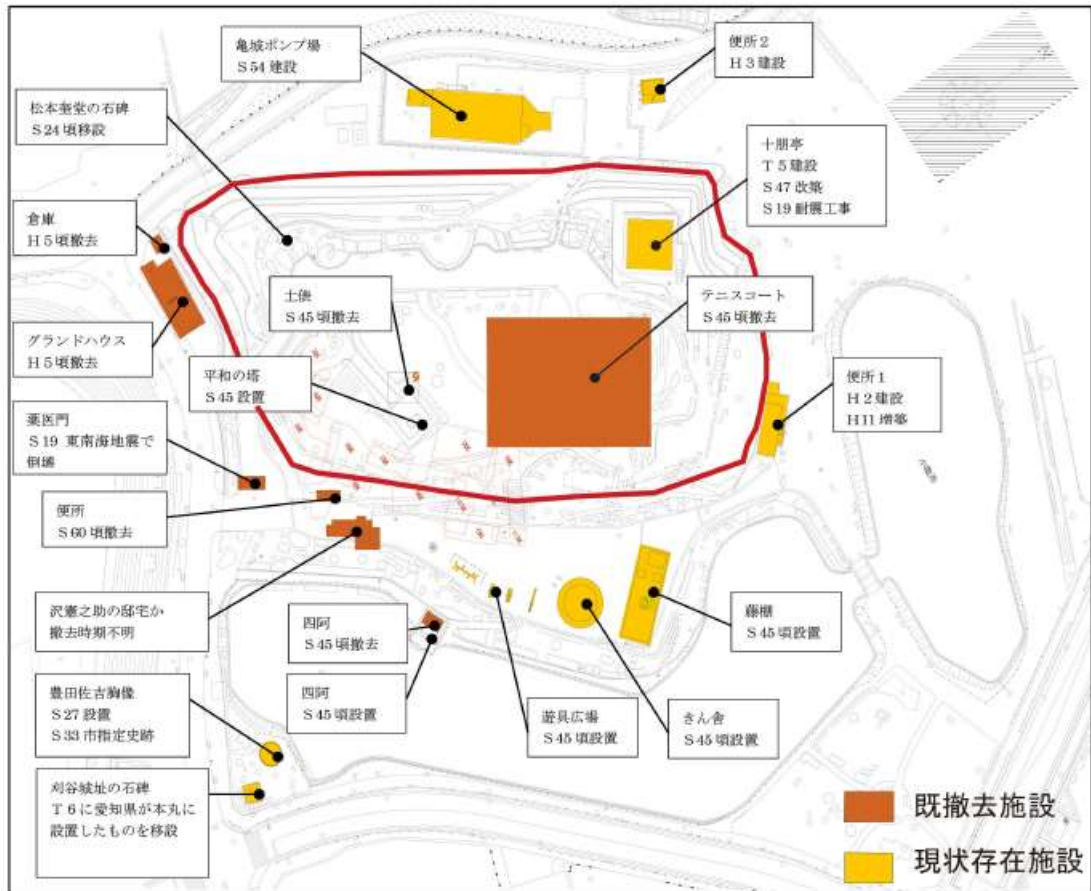
特になし

(4) 文化財指定等の状況

亀城公園内は周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、文化財保護法第 94 条第 1 項に基づく埋蔵文化財発掘の通知を行う必要がある。なお、通知の結果、発掘調査が必要となった場合には、その対応について別途協議するものとする。

豊田佐吉胸像の周辺敷地が市指定史跡に指定されている。

(5) 現況建物及び工作物の概要



10 刈谷城石垣隅櫓整備事業の基本的考え方

亀城公園は、刈谷城の本丸および二ノ丸周辺を中心に、昭和12年(1937年)に開設された刈谷市初の都市公園である。刈谷城は天文2年(1533年)、水野忠政によって築城され、慶長5年(1600年)には水野勝成が初代藩主として刈谷藩を治める拠点となった。その後、9家22人の譜代大名が藩主として刈谷城に居城した。

明治期に入り、廃藩置県後は政府所有となり、明治6年(1873年)には城郭の建築物、明治9年(1876年)には城郭の石垣が払い下げられ、解体された。その後、刈谷城址の土地は一部が学校用地として払い下げられ、昭和11年(1936年)に刈谷町が取得し、亀城公園として開設された。

現在では、開設から約90年が経過し、施設の老朽化や桜の樹齢超過に伴う生育状況の悪化が進み、公園の魅力や機能が低下している。また、かつての本丸周辺は雑木が増え、城郭の面影が失われ、歴史的景観が損なわれつつある状況にある。さらに、刈谷城は刈谷市の歴史の象徴として貴重な財産であり、未来を担う子どもたちへ継承していく必要がある。

これらの背景を踏まえ、亀城公園を歴史や文化を感じることのできる空間として再整備するため、平成20年度(2008年度)に「亀城公園再整備基本設計」を策定し、公園全体の整備方針を定めた。さらに平成24年度(2012年度)には「亀城公園歴史的建造物等基本計画」を策定し、本丸跡の歴史的建造物および石垣の復元方針を示した。

その後、基本設計の対象範囲において計7回の発掘調査を実施し、得られた遺構分布や絵図・文献史料との再検証を行った。また、この調査に基づき、亀城公園歴史的建造物等整備検討委員会で協議を重ね、平成28年度(2016年度)には「亀城公園歴史的建造物等基本設計報告書」を策定し、刈谷城の復元に向けた基本方針を取りまとめた。

さらに、令和4年度(2022年度)には、市民の意見を取りまとめた「魅力あふれる公園づくり構想」を策定した。この構想では、亀城公園の将来像を「刈谷の歴史を次世代に語りつなぐ」シンボル公園」と定め、刈谷城址エリアを「刈谷城址としてふさわしい整備を行い、歴史と自然を感じながら一年中誰もが楽しめるエリア」とした。この構想に基づき、亀城公園の魅力を生み出し、利活用を推進するうえで、刈谷城の整備が必要であることが確認された。

以上より、発掘調査の結果、文献史料及び類似事例等を参考にしながら、可能な限り史実に忠実な整備を行うものである。

1.1 主な整備条件

全体整備の基本方針については、以下の通りである。

(1) 遺構の保護・保存

遺構の保護・保存に最大限配慮すること。

(2) 復元手法

遺構の正しい理解を前提とし、学術的根拠に基づいた内容（形状）・方法により高質化を図ること。

(3) 復元材料・工法

材料・工法は、原則として復元年代のものを踏襲し、建造物の安全性や利活用を促進する施設は、復元検討成果と違和感のないものとする。また、新建材を利用する場合には、極力見えないように工夫し、意匠的な復元に努めること。

(4) 風致景観

復元では、歴史的風致・景観との総体として整合性を持たせること。

(5) 建築物の活用

復元建築物を含めた城跡全体の活用を検討し、建物用途に考慮した内容とする。活用では景観を阻害せず、活用施設は誤解を生じない仕様・意匠とすること。

(6) 維持・管理

復元では、維持・管理・防犯等に配慮し、必要な設備は付加すること。

(7) 整備の記録

設計や整備工事の過程を冊子や映像により記録し、完成後も刈谷城の理解のために活用すること。

(8) 現行法令への適用

刈谷城の整備については、建築基準法上のみならず、その他現行法令に適合させること。

1 2 業務概要及び整備水準

(1) 業務概要

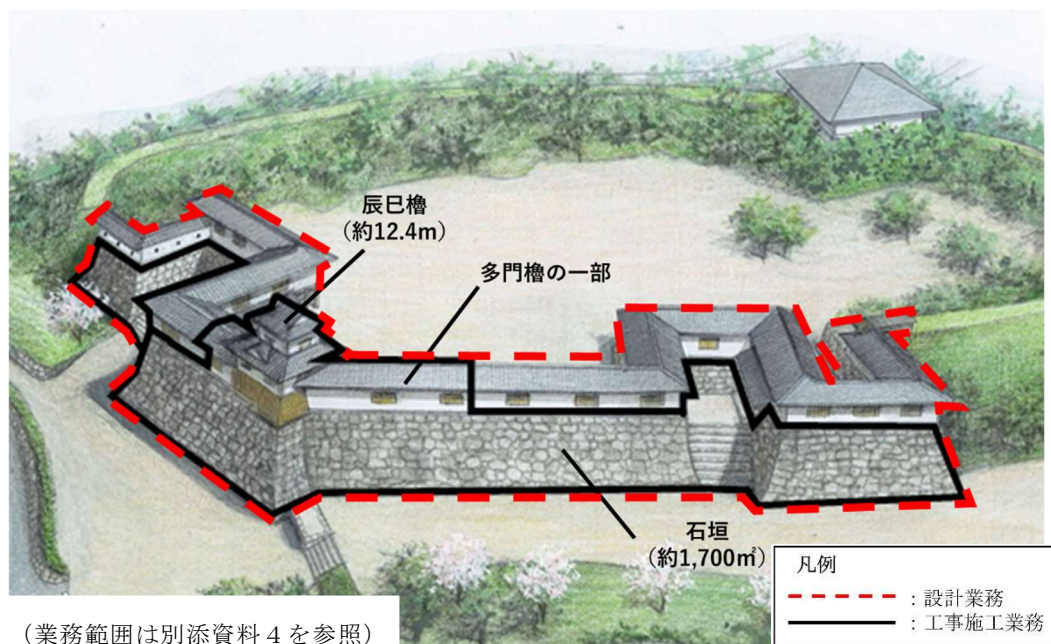


図 刈谷城完成イメージ図

復元年代：江戸初期とする	
石垣	建造物
積み方：打込みハギ (慶長期～元和初年)	表門、裏門 形式：入母屋造 屋根：本瓦葺（土居葺） 外壁：大壁漆喰塗り
石材：白系の花崗岩	辰巳櫓（二層三階） 形式：入母屋造の層塔型櫓 屋根：本瓦葺（土居葺）、鯨を載せる 外壁：1階外壁 下見板張黒塗り
面積：約 1,700 m ² 高さ：約 2.6m～7.6m	その他 四隅に柱型を出す大壁漆喰塗り 破風、懸魚等：漆喰塗り
建築面積：442.86 m ² 延床面積：493.79 m ² 木材：国産材	多門櫓 形式：切妻造 屋根：本瓦葺（土居葺） 外壁：漆喰塗り
	塀 形式：練土塀 屋根：本瓦葺（土居葺） 外壁：漆喰塗り

- ア 点線を設計業務（基本設計修正業務及び実施設計業務）の範囲とする。
- イ 実線を想定する工事施工業務の範囲とする。なお、工事施工業務の範囲は、実施設計を踏まえて変更する場合がある。
- ウ 設計業務及び工事施工業務は、「11 主な設計条件」を遵守すること。

(2) 石垣等の整備水準

石垣は、往時の築造技術と歴史的風致を示す場とし、築石・裏込め（栗石・砂利層）・背面基盤層（盛土・地山）の三要素から成るものとする。なお、下記の整備水準を満たすうえで、現代工法の採用が必要とされた場合においても、石垣の本質的価値を損なわないように十分に配慮した提案とすること。

- ア 石垣は、供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動（レベル 2 地震動）が発生した場合において、崩落（落石）しないような構造とすること。
- イ 建造物の荷重は石垣に作用させないこと。
- ウ 石垣の背面盛土については、原則として、想定する作用に対して要求性能を満足するものとする。なお、要求性能としては以下のとおりとする。

想定作用		要求性能
常時の作用		性能 1
降雨の作用		性能 1
地震動の作用	レベル 1 地震動	性能 1
	レベル 2 地震動	性能 2

それぞれの要求性能で求める内容については、「道路土工—擁壁工指針」（公益社団法人日本道路協会）を参照すること。

- エ 愛知県建築基準条例（昭和 39 年条例第 49 号）を遵守すること。
- オ 地盤調査の結果より軟弱地盤であることや大地震が発生すると地盤の液状化が生じる可能性が高い地域であることから、遺構への影響を最小限にするような支持力の向上が図れる工法、液状化対策について提案すること。
- カ 石垣について、耐震性、安全性の観点から自立性の向上を図る工法を提案すること。
- キ 石材の調達について、刈谷城の石質は白系の花崗岩であり、地域性を考慮すると幡豆石であると考えられるが、石垣復元に適した形状の石材が必要量確保できるか現状では不明であるため、同じ石質・形状の石材を使用することを原則として、調達箇所やコストについて提案すること。なお、石垣・隅櫓の周辺施

設整備で使用する石材についても、合わせて調達することを想定している。

ク 想定する石垣の意匠については、別添資料3を参照すること。

(3) 建造物の整備水準

建造物は、その往時の姿を実体験し、刈谷城跡の価値を正しく伝える場となるよう、関係法令に準拠したうえで、可能な限り史実に忠実に整備を行うものである。

また、石垣に荷重を負担させないような基礎構造にすることを考慮し、以下の要求を満たすこと。

ア 木造在来工法による建造物の復元においての構造補強工法を基本設計時に提示しているものの、より優れた工法等がある場合は、提案すること。木材は、原則、国産材を使用すること。調達が困難な場合については、代替案を提案すること。

イ 外装については、美観及び風雨に対して建造物の機能を確保できるものとする。

ウ 内装については、基本設計を原則とし、歴史的建造物としての価値を保つこと。

エ 展示については、展示品の保存環境を整えつつ、歴史的な空間に馴染むデザインとし、展示物を配置するための什器や案内サインも、建造物の意匠を損なわないよう調和を図り、利用者にとって分かりやすく機能的であること。

なお、市が想定する展示施設については、以下のとおりであり、内容について提案すること。

(ア) タペストリやパネルによる解説

(イ) 復元した建造物・構造物の模型

(ウ) 復元瓦の展示

(エ) 映像展示

オ 外装及び内装共に、今後の維持管理・修繕について十分に配慮した仕様とすること。

カ 監視カメラ、各種センサー、照明制御等により利用者の安全を確保すると共に不審者の監視ができる計画とする。また、警備は原則として機械警備とする。

キ 不特定多数の人が利用する施設となることを念頭に利用者の安全性を確保するため、災害発生時における、避難等に対する様々な安全性の検討を行い、被害の拡大防止と共に利用者を安全に施設外へ避難できる計画とすること。

ク 市が交付する参考資料によるデータ等を把握し、十分な耐震性能を確保する

こと。なお、構造体の耐震安全性の目標はⅢ類とする。

ケ 展示施設等による積載荷重を考慮し、基礎構造について適切に設計すること。

コ 適切に雨水排水ができるように、排水設備を設けること。

(4) 設備水準

基本設計に基づき、電力引込み設備、照明設備、ライトアップ照明、コンセント設備、弱電設備、LAN 設備、監視カメラ設備、防犯設備（機械警備相当）、防災設備（火災報知器、避雷針、消火設備、炎感知器）、誘導灯設備、換気設備、排煙設備、給水設備、雨水排水設備、その他必要なものを整備すること。なお、防災設備については、文化財建造物又は史跡内復元建造物に準じた整備とすること。

(5) その他

ア 仮設計画については、地盤面下の遺構の保護を徹底すること。また、石垣・建造物施工時、工事用進入路、石材の置き場及び作業ヤード等において、公園利用者等に配慮した仮設計画を提案すること。なお、原則として施工に必要な仮設物の重量を石垣に負担させてはならない。

イ 工事に支障となる既存建造物の撤去を行うこと。

ウ 工事用進入路については、今後の本丸跡地の維持管理や再整備にも使用することを想定している。

エ ユニバーサルデザインに配慮した提案とすること。

オ 今後の維持管理のため、耐用年数の高い材料を採用することや、部分修繕が容易な工法を提案すること。

(6) 現場視察等

ア 現場視察の受入要請がある可能性があるため、その対応を提案すること。

イ 整備期間中における市民等への刈谷城の公開や PR 方法を提案すること。

ウ 設計から整備工事の過程を冊子や映像により記録する方法について提案すること。市が想定するものについては、以下のとおりである。

冊子：上質紙、中綴じ、A4、白黒（その内、カラー30頁）、400冊発行

頁数：150頁（表紙2頁、表紙裏2頁、本文146頁）

映像記録：フル HD、60分程度（本編）、10分程度（ダイジェスト版）、

DVDで30部発行、ナレーション付き、インターネット・テレビその他の媒体での公開ができるよう著作権処理を実施

1.3 技術提案書の作成

技術提案書については、整備水準も踏まえ下記の内容について作成すること。詳細については、「刈谷城石垣隅櫓整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）実施説明書-技術提案書作成要領」を参照すること。

（1）業務全般

- ア 業務実施方針
- イ 業務実施体制（配置予定技術者等）

（2）事業費・工期

- ア 概算事業費
- イ 工期計画
- ウ 概算事業費、実施工程表（指定様式）

（3）実施設計

実施設計において実施、実現できる効果的で具体的な取組みを以下の点について提案すること。

- ア 実施設計段階の実実施方針に関する提案
- イ 要求水準書で示した内容提案（要求水準書で示した内容以外での基本設計の改善提案含む）

（4）工事施工

工事施工において実施、実現できる効果的で具体的な取組みを以下の点について提案すること。

- ア 施工段階の実実施方針に関する提案
- イ 刈谷市内事業者の活用に関する提案

（5）その他

- ア 自由提案

1.4 事業費について

（1）設計業務における費用の上限額は、165,000千円（税込）とする。

（2）工事施工業務における参考事業費は、約2,500,000千円～約3,500,000千円（税込）を見込んでいるが、参考事業費を上回る場合には、可能な限り参考事業費に近づけた提案に努めること。

1.5 業務実施にあたる基本事項

- (1) 受注者は、提案事業費と事業期間を遵守し、本施設を本業務要求水準書及び技術提案書のとおり完成させるため、施設整備を実施する設計、施工の段階において十分に能力が発揮できるように体制整備を図ること。
- (2) 各構成員を統括する代理人を定め、品質確保等のプロセスを適切に計画、実行及び管理されるようにするなど、事業を統括管理すること。また、各構成員の意思伝達が円滑かつ迅速に進むよう適切な措置をとり、本市との協議等に遅延が生じないように受注者内の意思を集約するものとする。
- (3) 設計、施工で実施する各業務に関して、施設整備をより適切に実施するために、その業務内容を精査した上で、業務分担を適切かつ具体的に定める。また、それぞれの業務の管理技術者、各主任技術者等にそれぞれの業務管理を行わせるとともに、必要な業務の漏れ、不整合その他の業務実施上の障害が生じないよう適切に業務間での調整を行うものとする。

1.6 共通事項

(1) 提案事業費の遵守

設計業務終了時及び工事施工業務終了時に工事費内訳表を作成し、本市の確認を受けること。なお、それぞれの合計金額は、受注者の技術提案書において提案された提案事業費の合計金額をそれぞれ下回るものとする。

事業期間中において、要求水準又は設計図書の変更に伴い、事業費の増加の恐れがある場合には、受注者は、コスト縮減の方法を検討し、必要となる要求水準又は設計図書の変更の調査について、変更金額一覧表とともに、その根拠が十分に説明できる資料を添えて本市と協議することにより、事業期間に渡って事業費を遵守するものとする。

なお、いずれの場合においても、受注者は各事業費確認書等の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を本市に説明するものとする。スライド条項等は、契約時において別に定めるものとする。

(2) 要求水準の確認

要求水準の確保のための現場代理人による管理の基本的考え方として、現場代理人は、設計業務及び工事施工業務にあたり、関係法令の手続等に必要な資料等の作成及び調査・実験等の実施前における実施計画書、各部位の施工前における、施工計画

書、品質管理計画書及び施工図の確認、要求水準確認計画書の作成を行い、要求水準を確保することとする。

要求水準確認計画書は、本市と協議の上で作成し、提出するものとする。なお、現場代理人は、設計業務着手前に、設計業務に係る要求水準確認計画書を、設計業務の管理技術者等に作成させるものとし、個別の確認事項毎に、要求水準の確認の方法と確認の時期、確認をする者、その他必要な事項を記載するものとする。

また、現場代理人は、工事着手前に、工事施工業務に係る要求水準確認計画書を、工事施工業務の監理技術者及び主任技術者等に作成させる。併せて、必要があれば設計業務の管理技術者にも確認させること。なお、工事施工業務に係る要求水準確認計画書については、設計業務に係る要求水準確認計画書に基づく設計業務の実施状況を反映したものとすることにより、設計業務に係る要求水準確認計画書との整合性を確保するものとする。具体的には、設計業務と確認の時期、確認をする者その他必要な事項に関して、技術的妥当性の確認を行い、必要な場合には修正等を行った上で、工事施工業務に係る要求水準確認計画書として取りまとめるものとする。

さらに、設計業務に係る要求水準確認計画書及び工事施工業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計修正業務着手時、基本設計修正業務終了時、実施設計業務着手時、実施設計業務終了時、関係法令に基づく諸手続、工事施工業務着手時等、その他の業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。

現場代理人は、要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかを確認し、要求水準確認報告書として取りまとめ、本市に説明、確認を受ける。

1.7 事業期間の遵守

受注者は設計業務着手前までに、本市と協議を行い、各種書類の提出時期及び本市との協議調整工程等について、事業工程表を作成の上、本市に提出するとともに確認を受ける。

受注者における工程管理に当たっては、事業工程の遵守が図られるよう、継続的に事業の遅延の恐れのある事項を抽出し、自ら主体的に調整するものとする。その際、本市は受注者が実施する調整に協力するものとする。

受注者は各業務終了時に、工程の変動の有無について確認を行い、事業期間内での完

成に支障がないことを確認した上で、本市の確認を受けるものとする。なお、やむを得ず事業期間が遵守することが困難な場合は、市と協議したうえで変更することができる。

(別添資料1) 用語の定義

用語	内容
本業務要求水準書	「刈谷城石垣隅櫓整備業務要求水準書」を示す。
本事業	「刈谷城石垣隅櫓整備事業」を示す。
受注者	本事業を受注したものをいう。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多数の人々が利用しやすいように施設や生活環境をデザインすることをいう。
関連法令等	建築基準法、消防法、都市公園法、都市計画法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等、その他本業務に関連する法令

（別添資料2）適用基準一覧

<積算基準>

- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（施設工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築数量積算基準・同解説（建築工事建築数量積算研究会）
- ・建築設備数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・土木工事標準積算基準（国土交通省大臣官房技術調査課監修）
- ・土木工事数量算出要領（国土交通省国土技術政策総合研究所）
- ・国土交通省土木工事積算基準（国土交通省大臣官房技術調査課監修）
- ・積算基準及び歩掛表（土木工事編）（愛知県建設局）

<設計基準>

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備設計書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- ・建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル（日本建築主事会監修）
- ・設計基準等共通仕様書（愛知県建設局）
- ・官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示）
- ・ユニバーサルデザインによる みんなのための公園づくり（国土交通省都市局公園緑地・

景観課監修)

- ・刈谷市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年条例第22号）
- ・刈谷市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第20号）
- ・人にやさしい街づくりの推進に関する条例・規則（愛知県）
- ・人にやさしい街づくり望ましい整備指針（愛知県住宅計画課）
- ・建築設計標準（令和2年度改正版）（国土交通省）
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施工令等の解説（国土交通省住宅局建設指導課監修）
- ・建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所他監修）
- ・史跡等整備のてびき（文化庁文化財部記念物課監修）
- ・石垣整備のてびき（文化庁文化財部記念物課監修）
- ・道路土工-擁壁工指針（公益財団法人日本道路協会）

< 建築工事 >

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事監理指針（上巻・下巻）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築物解体工事共通仕様書（公共建築協会編）
- ・営繕工事写真撮影要領・同解説 工事写真の撮り方 建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・管理者のための建築物保全の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

< 土木工事 >

- ・土木工事共通仕様書（愛知県建設局）
- ・土木工事現場必携（愛知県建設局）
- ・建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・文化財石垣 耐震診断指針（案）（文化庁文化資源活用課）

<電気設備工事>

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・営繕工事写真撮影要領・同解説 工事写真の撮り方 建築設備編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

<機械設備工事>

- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・営繕工事写真撮影要領・同解説 工事写真の撮り方 建築設備編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

<準用基準書等>

- ・工事における注意点（刈谷市）
- ・工事施工記録写真作成基準（刈谷市）
- ・工事施工記録写真作成の手引（刈谷市）
- ・刈谷市工事設計変更ガイドライン（刈谷市）
- ・刈谷市週休2日制工事実施要領（土木工事）（刈谷市）
- ・刈谷市週休2日制工事実施要領（建築工事）（刈谷市）
- ・刈谷市電子納品運用ガイドライン(案)（刈谷市）
- ・刈谷市デジタル写真管理情報基準(案)（刈谷市）

第2節 石垣用材(矢穴石)(第95図、写真図版42)

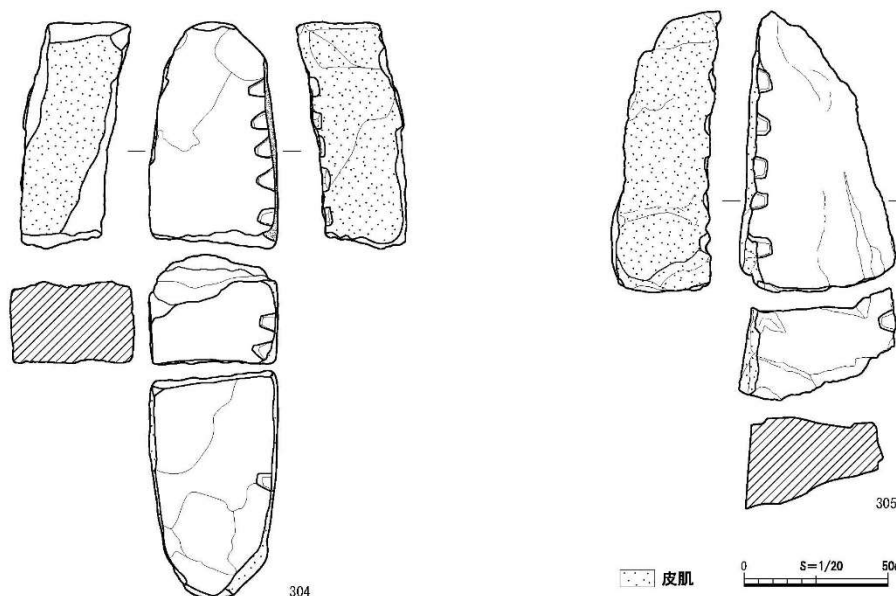
304～308は公園内で縁石・土留め石として転用されていたもので、平成23・26年度調査のため移動する際に矢穴痕が確認されたことから、石垣用材である可能性が高いと判断した。また、309は平成26年度の表門から辰巳櫓にかかる石垣下の調査時に、表土から出土したものである。これらの石材はいずれも遺構から出土したものではないが、矢穴痕が確認されたことやその形状から、城跡である本遺跡との関連が想定されるため本節にて言及する。

304の正面、上面、下面は矢による打割面である。右側面に5か所の矢穴痕がみられ、表面は原石の皮膚を残す。305の正面、上面は矢による打割面である。左側面に5か所の矢穴痕がみられ、表面は原石の皮膚を残す。306の正面、左側面は打割後はつって平らに調整する。下面に3か所の矢穴痕がみられ、表面は原石の皮膚を残す。307の正面は打割後はつって平らに調整する。上面の右側面に3か所の矢穴痕がみられ、表面は原石の皮膚を残す。308の正面、右側面は矢による打割面である。上面の右側面に4か所、下面の正面側に3か所の矢穴痕がみられ、表面は原石の皮膚を残す。309の正面は打割面である。上面の左側面に4か所の矢穴痕がみられる。左右の側面が矢による打割面であるが、左右で打割方向が異なる。

第11表 石垣用材計測表

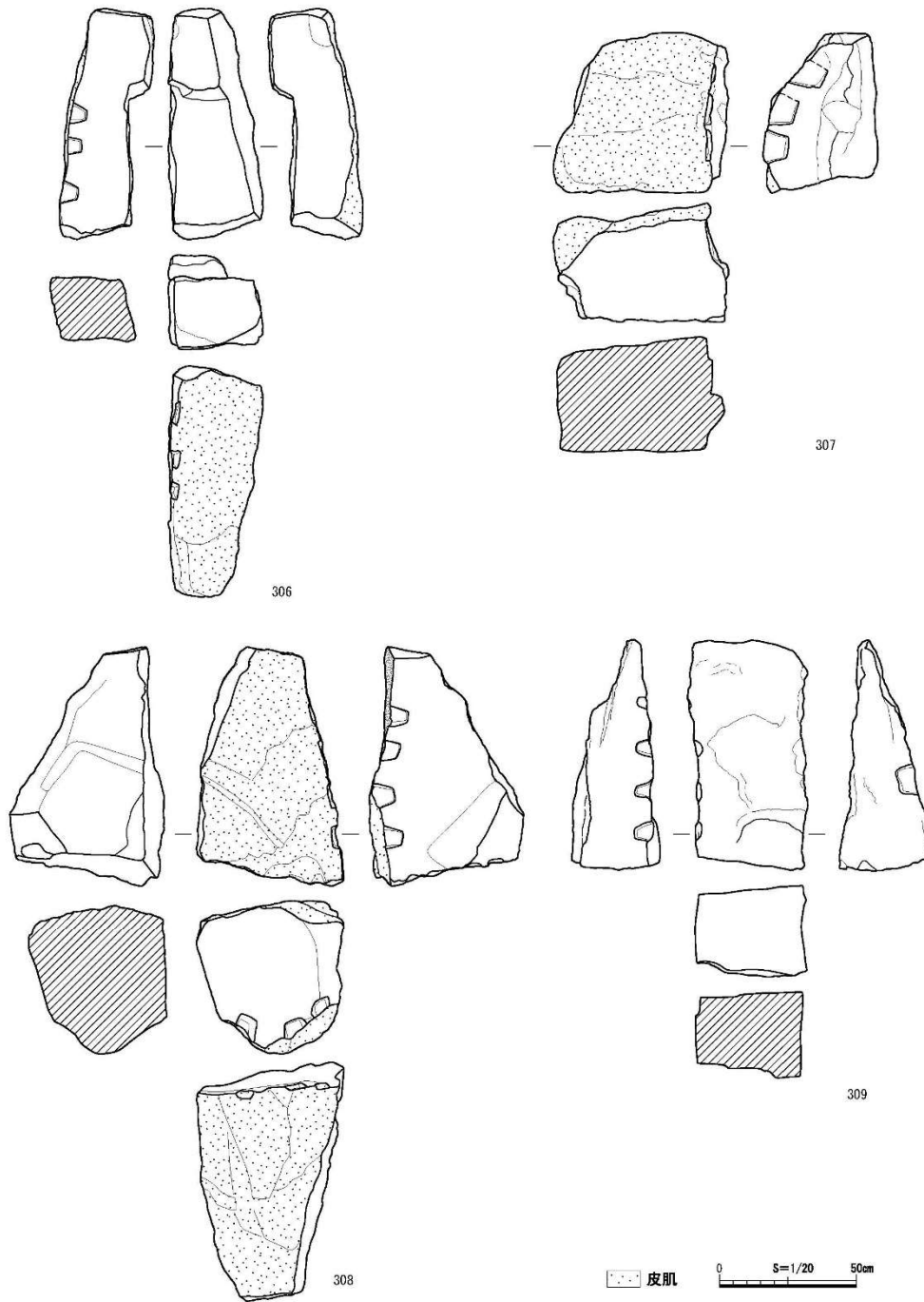
遺物 No.	法量 (cm)			矢穴 (cm)			矢穴間隔 (cm)	備考
	高さ	幅	控え長	長辺	短辺	深さ		
304	37.9	44.7	76.6	5.7～8.6	(1.7～3.1)	5.6～6.1	2.2～5.4	
305	38.8	54.0	97.6	6.6～8.9	(1.7～3.8)	4.6～9.4	4.6～7.4	
306	34.6	34.4	84.0	6.3～8.5	(3.0～3.6)	5.1～6.7	5.1～9.4	
307	43.2	63.6	58.4	6.7～11.3	(1.7～3.2)	9.4～14.6	1.8～3.9	
308	56.0	53.6	86.8	7.2～8.8	(2.6～3.3)	6.6～8.4	5.0～8.0	
309	33.7	41.2	83.6	4.4～8.3	(1.2～3.2)	3.8～7.0	7.1～10.8	平成26年度調査出土

()は残存値を示す

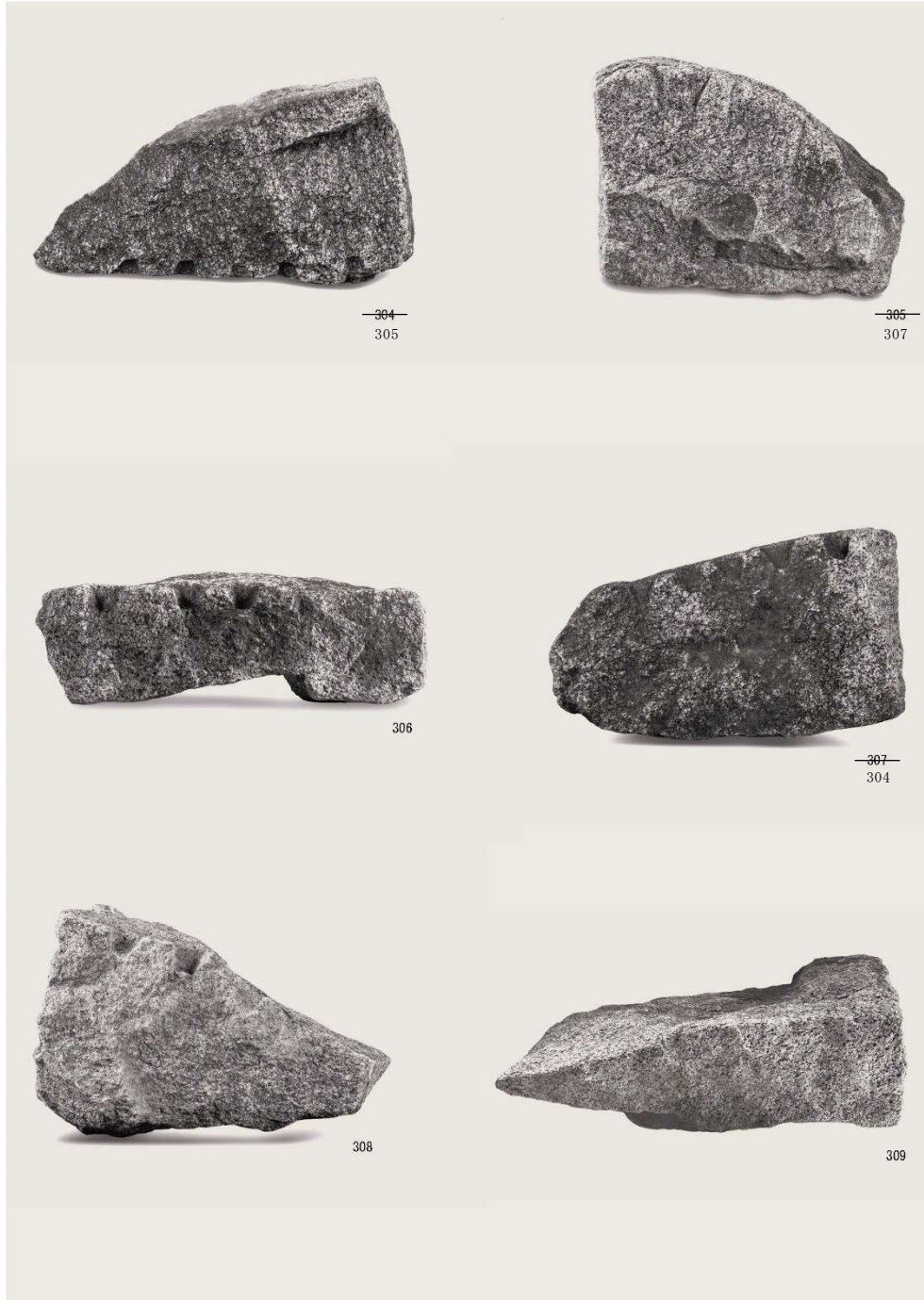


第95図 石垣用材実測図1

第2節 石垣用材（矢穴石）



第96図 石垣用材実測図2



194 石垣用材

出典：刈谷市（2024），刈谷城跡確認調査報告書, p183.（写真番号一部修正）



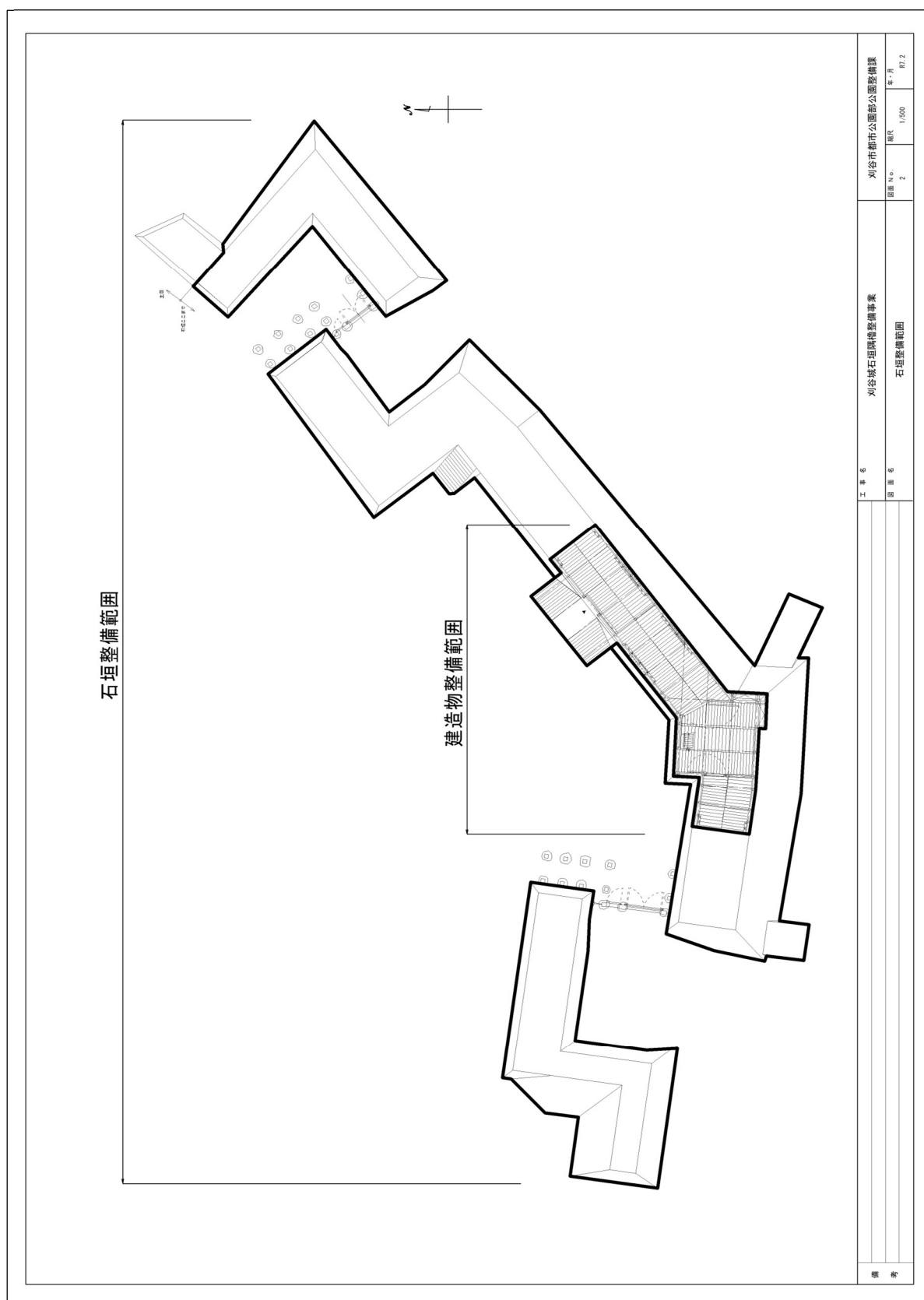
熊本城二之丸東側源之進櫓下石垣（慶長前半期）



名古屋城天守台北東隅角部石垣の石積み

出典：刈谷市（2016），亀城公園歴史的建造物等基本設計報告書，p80・90.

(別添資料 4) 建造物及び石垣の整備範囲について



工事名	刈谷市都市公園部公園整備課		
図面 No.	2	縮尺	1/500
図面 No.	石垣整備範囲		
備考	R7.2		